

八代北部浄化センターの放流水質の概要

・水質汚濁防止法の全ての項目で
排水基準以下となっています

●濃度の測定結果

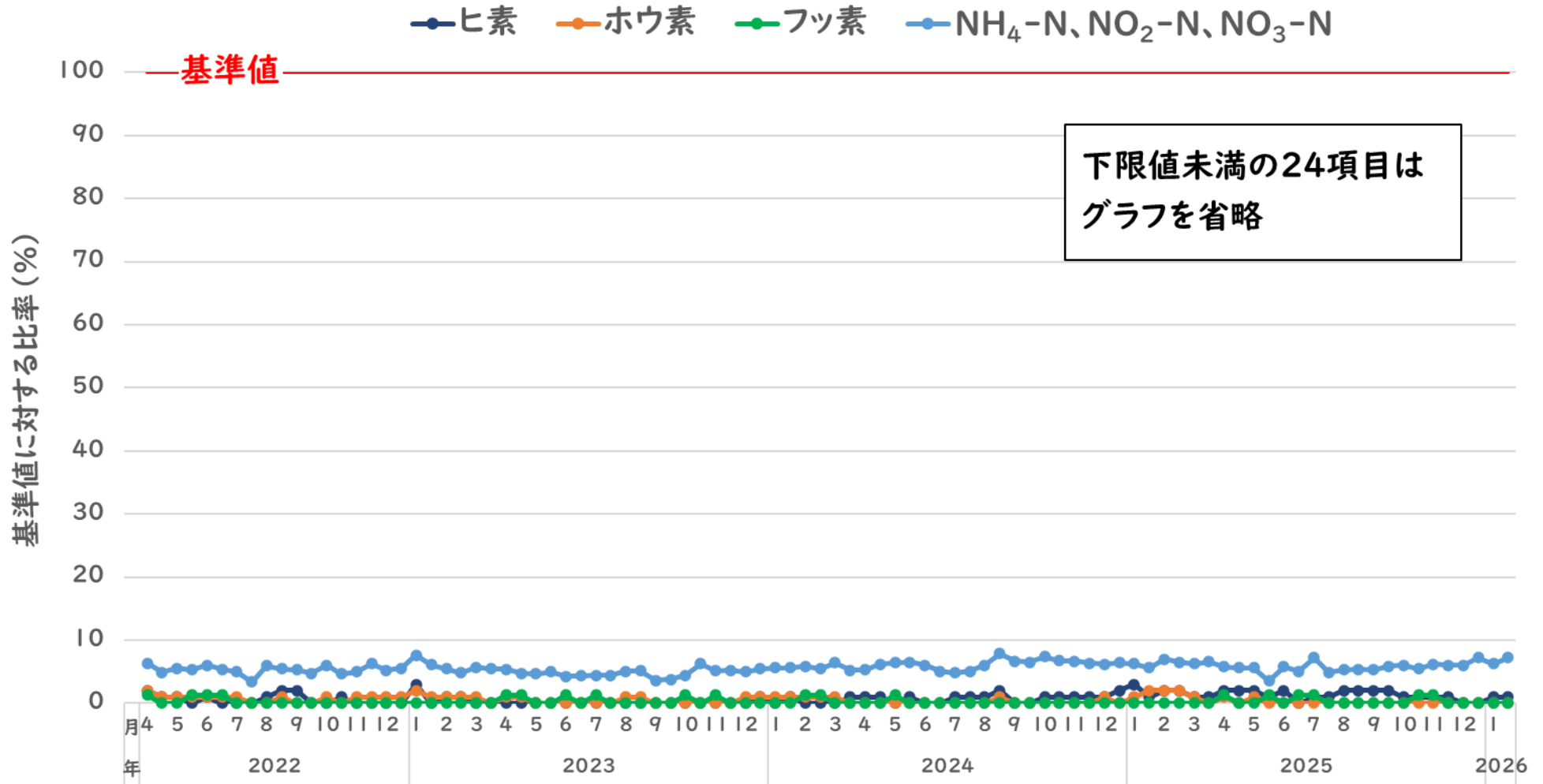
根拠法令	項目の区分	濃度の状況
水質汚濁防止法	健康項目 (28項目)	<ul style="list-style-type: none">24項目については、下限値※1未満その他の4項目(ヒ素、ホウ素、フッ素、$\text{NH}_4\text{-N}$・$\text{NO}_2\text{-N}$・$\text{NO}_3\text{-N}$)においても、基準値※2以下で推移
	生活環境項目 (15項目)	<ul style="list-style-type: none">9項目については、下限値※1未満等(pHは7前後で推移)その他の6項目(BOD、COD、SS、T-N、T-P、亜鉛)においても、基準値※2以下で推移

※1) 下限値とは、報告下限値(水質検査受託者に報告を求める測定値の下限)であり、「公共用水域水質測定結果の報告について(環境省通知)」を準用して設定

※2) 基準値とは、水質汚濁防止法に基づく排水基準値

※3) 放流水質の詳細は、分析結果一覧を参照

健康項目の状況（基準値に対する比率）



※ 基準値とは、水質汚濁防止法に基づく排水基準値

